

会議記録

会議名称	令和3年度第2回 杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会
日時	令和4年2月21日（月）午後6時59分～午後7時29分
会場	杉並区役所 西棟6階 第5・6会議室
出席者	<p><委員> 中島会長、中田委員、安藤委員、石黒委員、大久保委員、野積委員、 村本委員、稲葉委員、継委員、水嶋委員、山内委員、佐々木委員、匂坂委員、 松本委員、矢野委員、庄司委員、井口委員、小泉委員、長澤委員</p> <p><区側> 保健福祉部長、国保年金課長</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・席次表 ・委員名簿 ・席次表 ・諮問文(写) ・説明資料 <p>「令和3年度第2回杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料」</p>
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 議 題 諮問事項の審議 令和3年度諮問第2号 令和4年度国民健康保険料率等の改定について 3 その他 4 閉 会

<p>会長</p>	<p>それでは、定刻より少し早いのですが、令和3年度第2回国民健康保険事業の運営に関する協議会をこれより始めさせていただきます。</p> <p>皆様、改めまして、こんばんは。私は本協議会の会長を務めさせていただいております阿佐谷地区民生児童委員協議会の中島洋と申します。どうぞ本日はよろしく願いいたします。着席させていただきます。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について、事務局から報告をお願いいたします。</p>
<p>国保年金課長</p>	<p>委員定数 20 名のところ、19 名の方のご出席をいただいております。杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第 6 条に規定する定足数を満たしていることをご報告させていただきます。</p> <p>また、今回、前回の 4 月の運営協議会から委員を交代された方がおられます。ここで新しい委員の方を、私からご紹介させていただきます。お名前をお呼びさせていただきます。</p> <p>まず、保険医代表の継仁委員。</p> <p>同じく、保険医代表の水嶋淳一委員。</p> <p>同じく、保険医代表の山内豪之委員。</p> <p>同じく、保険医代表の佐々木高彦委員。</p> <p>それから、公益代表として、安斉あきら委員は本日ご欠席とのご連絡を頂いております。</p> <p>同じく、公益代表の松本みつひろ委員。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしく願いいたします。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、喜多川保健福祉部長からご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>保健福祉部長</p>	<p>こんばんは。保健福祉部長の喜多川でございます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、杉並区の健康保険事業の運営にご理解、ご協力を頂いておりますことを深く感謝申し上げます。</p> <p>新型コロナウイルスの新規感染者の高止まりが続いておりまして、第 6 波の終息が見通せない中、皆様方は外出を控えたり、様々な対策をとられていらっしゃるものと存じます。そうした中お集まりいただいたことに関しまして感謝申し上げますとともに、1 つおわびと申しますか、第 1 回協議会のときに会長から、会議の持ち方について検討したらどうだというご発言を頂いておりました。</p> <p>と申しますのは、こうした対面ではなく書面での開催ですとか、オンラインですとか、そうした会議を杉並区で実施したのも中にはございます。ただ、今般このようにお集まりいただいております。これは例年この時期でございますけれども、非常に重要な案件でございまして、保険料率の改定と、その後に条例改正が控えてございます。</p> <p>さらにコロナのこの状況で、社会経済情勢が大きく変わっている中で、保険料率はどうなるのだということは様々なところで議論がございまして。そうしたことも委員の皆様には忌憚のないご意見を伺いたいというところもございまして、今回につきましては通常の会議の開催とさせていただいたところでござい</p>

	<p>ます。どうぞご理解をお願いしたいと存じます。</p> <p>今申し上げましたように、本日は医療保険制度を支えます重要な役割となります国民健康保険の保険料率等の改定ですとか、未就学児の被保険者均等割額の減額規定の新設など、区長から諮問させていただいているところでございます。その辺りの活発なご審議をいただきたいと存じます。どうぞ本日はよろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、本日の資料の確認を事務局からお願いいたします。</p>
国保年金課長	<p>本日の資料は次第に記載されていますとおり席次表、委員名簿、諮問文(写)、あと冊子になっています運営協議会資料をお配りさせていただいております。不足する資料がございましたら、事務局にお申し出ください。</p> <p>また、本日の協議会の審議経過は議事録として記録する必要があるため、ご発言を録音させていただきますようご了解いただきたいと思います。</p> <p>ご発言の際には挙手していただいて、職員がマイクをお持ちしますので、お名前を言っていただいてからご発言をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、議事に入る前に、杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第9条による会議録への署名委員を決めさせていただきます。</p> <p>私のほかに被保険者代表の石黒委員、公益代表の井口委員をご指名いたしますので、議事録への署名をお願いいたします。</p> <p>それでは、諮問事項の審議にこれより入ります。</p> <p>令和3年度諮問第2号「令和4年度国民健康保険料率等の改定について」を上程いたします。諮問内容につきましては、区からご説明をお願いいたします。</p>
国保年金課長	<p>それでは、私から諮問内容をご説明させていただきます。長くなりますので、失礼ですが着座にてご説明させていただきます。</p> <p>まず、諮問事項についてご説明させていただきます。</p> <p>ご審議いただく諮問事項は「令和4年度国民健康保険料率等の改定について」でございます。具体的な内容は4点ほどございますので、順にご説明させていただきます。</p> <p>まず1点目ですが、令和4年度国民健康保険料率等の改定でございます。恐れ入りますが、運営協議会資料の3ページを御覧いただきたいと思います。</p> <p>まず、保険料設定の基本的な考え方をご説明いたします。3ページ上段の1「令和4年度特別区国民健康保険基準料率等の設定について」でお示しさせていただいておりますが、国民健康保険料は都が示します納付金を参考に算定することとなっております。</p> <p>この納付金と申しますのは令和4年度に区が都に納付するものでございまして、都はこの納付金を受けて、都内の国民健康保険に関わる医療給付費等の約半分をお支払いするというものでございます。そのため保険料は、この納付金を全ての被保険者の方が応分の負担をするよう設定するものでございます。</p>

保険料設定に当たりましては、国保制度の改革に伴う特別区の対応方針のとおり、23区統一基準で対応する。また、(2)「令和4年度基準保険料率算定における基本的な考え方」のとおり、激変緩和措置の期間を令和5年までの6年間とすると。この2点を要件とするものでございます。

では、今申しました激変緩和措置につきまして、若干ご説明させていただきたいと思っております。恐れ入りますが、資料の8ページ、参考資料2を御覧いただけますでしょうか。

左側の「令和4年度特別区に対する激変緩和」というところを御覧いただきたいと思っております。Aが都の算定した納付金額3,055億円となります。本来この金額を負担するために保険料を設定するわけでございますが、その場合、保険料の急激な上昇となることから、Bの国及び都が激変緩和として15億円を拠出いたします。またD、特別区においても激変緩和として188億円を拠出することで、納付すべき金額を3,040億円、率で約94%相当に抑制して保険料を設定するというものでございます。

この特別区における激変緩和の理由でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により医療費が増大し、令和4年度、保険料で賄うべき納付金が大きく増加する事態となっております。こうした事態を受けまして、新型コロナウイルス感染症の影響を保険料に転嫁し、被験者の負担とすることを避けるべきという考え方から、本来の令和4年度の激変緩和率97.3%を94%相当に落としまして、昨年度以上の抑制を図るというものでございます。

では、協議会資料の5ページを御覧ください。以上の点から、令和4年度の杉並区の保険料率でございますが、医療分が均等割額4万2,100円、所得割料率7.16%。支援金分が均等割額1万3,200円、所得割料率2.28%。最後に介護分が均等割額1万6,600円、所得割料率2.20%。全体として均等割額7万1,900円、所得割料率が11.64%の保険料率とするというものでございます。

次に、2点目のご説明をさせていただきます。賦課限度額の改定でございます。4ページの下段を御覧ください。

賦課限度額というのは、賦課できる年間保険料の上限を定めるものでございます。限度額の設定に当たりましては被用者保険、いわゆる社会保険ですけれども、それとのバランスを考慮して、賦課限度額を超える世帯が全体の1.5%ぐらいになるように段階的に設定するものでございます。これに基づきまして、国は国保施行令の中で賦課限度額を変更しました。その額に、今回、区の条例においても変更するというものでございます。具体的には医療分の賦課限度額2万円、後期高齢者支援金等賦課限度額1万円、併せて3万円を引き上げることといたします。

続きまして、3点目でございます。未就学児に関わる被保険者均等割額の減額でございます。6ページを御覧ください。

これは子育て世代の経済的負担軽減の観点から、令和3年9月に国民健康保険法が改正されまして、納付義務世帯に6歳までの未就学児がいる場合、当該未就学児に関わる均等割保険料額を2分の1に減額するものでございます。こ

	<p>の減額措置は新たな取組ですので、条例に新たな条文を設けるものでございます。なお、減額につきましては国が2分の1、都と区がそれぞれ4分の1ずつ負担することになっているところでございます。</p> <p>最後に、4点目でございます。結核患者の医療に対する給付金の被保険者区分の変更でございます。協議会資料の6ページを御覧ください。</p> <p>結核患者の医療費に対する給付金は、医療費の95%を公費及び医療保険で負担し、残りの5%をこの給付金で支給する形になってございます。ただし、この給付金の対象者は区民税非課税者としているため、20歳以上の被保険者の場合は当該被保険者が、20歳未満の被保険者の場合は当該被保険者の属する世帯の世帯主が対象となるということでございます。</p> <p>今般、民法が改正されまして、成人年齢が18歳に変更されたことに伴い、当該被保険者の年齢を18歳に改めるというものでございます。</p> <p>以上4点について、条例各項において改正または追加する必要があり、今回諮問するものでございます。</p> <p>私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいま説明のあった諮問事項について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。</p> <p>諮問案の一番最初に料金等の改定ということで、令和3年度との対比とかも入っております。そういった数字等も御覧いただいて、ご意見等を頂ければと思います。</p>
委員	<p>民生委員の石黒と申します。</p> <p>この資料の件なんですけれども、せっかくの詳しい資料がなかなか理解できないんですよね。これを前もって送っていただけたらということがあると読んで分かると思うんですけれども、そういうことはできないのですか。</p>
国保年金課長	<p>委員ご指摘のとおり、本来であれば1週間ほど前に郵送させていただいて、御覧いただいた上でこの審議に参加いただくことが大事かなと思います。</p> <p>先ほどちょっとご説明しましたが、今回、保険料を設定するに当たって大変な議論と申しますか、23区統一で行うものですから、23区の中で様々なご意見がありました。その中で若干例年よりも時間が遅れて、実はぎちぎちの段階で決まるということでもございました。その結果、本当に申し訳なかったのですが、資料が当日配付となってしまいました。</p> <p>今後はこういうことがないように改めたいと思いますが、今回はご勘弁いただければと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>石黒委員、例年は事前に送っていただいていたんですが、今年に限り、突然ここでということになりました。私が思うにもなかなか分かりにくい内容等でございますので、今、課長のおっしゃったような形で、来年以降はきちんと出すようにしていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。</p>

委員	はい。ありがとうございます。
会長	<p>そのほかにご意見、ご質問等はございますか。いかがでしょうか。</p> <p>今回は新しい未就学児の部分と結核のことも入っているんですが、一番重要なのはやはり保険料の改定というところだと思います。</p> <p>8ページの激変緩和の措置も、平成30年から右肩下がりでずっと来ている数字等もございますので、そういったところについても何かお考えとかご質問があれば出していただきたいと思います。</p> <p>何かお分かりにならないところや、見てご意見等はいかがでしょう。</p>
委員	<p>民生委員代表の野積と申します。</p> <p>資料の8ページの激変緩和のところですが、6年かけて、一気に増えないようにという措置ということで、私の理解ではBの部分は使い切ってしまうと。</p> <p>Dの各区の激変緩和188億円、いわゆるC×6%相当ということで、この6%というのは今後ともずっと行くのか。今回、コロナによって収入減の方を考慮して94%に抑えられているということでしたけれども、これは毎年変わっていくのか。その辺の見通しはどうなのかを教えてくださいたいと思います。</p>
国保年金課長	<p>では、ちょっと長くなりますけれども、経過も含めてご説明させていただきます。</p> <p>実は、国民健康保険の改革というのが平成30年にございました。そのときに改革の結果、保険料がその前に比べて大きく跳ね上がることが分かりました。特別区では、このままの状態では厳しいということから、そこから6年の間はまず6%減額して、1年間に1%ずつ上げていくことで上昇を緩やかなものにしてしようということを決め、そこから6%の減額が始まりました。</p> <p>昨年度、実は97%の金額で保険料を設定するところだったのですが、ご存じのとおりコロナが大きくはやりました。皆さんの生活も非常にコロナの影響を受けていることを踏まえて、昨年度は前年の96%のままにして、その96%の額を対象に保険料を設定するという形をとらせていただきました。それが今年、令和3年度の話です。</p> <p>来年度については、通常でいくと97.3%の激変緩和率で保険料を設定することとしておりました。ところが、皆さんご存じのとおり、コロナというのは実はこの保険料にも直接影響することが分かりました。</p> <p>何かと申しますと、医療機関で通常のコロナでご入院なさった方がいらつしゃると、その方の医療費は最初に保険で充てるという制度がございます。簡単に言いますと、ご負担の3割分は違うのですけれども、7割分については保険料を充てる形になります。その結果、今年度の医療費が大きく上がりました。おおよそですけれども、23区で100億円以上の金額が通常に上乗せされたと考えていただければと思います。</p> <p>その結果を踏まえまして、来年度の納付金額がまた大きく上がっております。私ども、その大きく上がったものに対処するために、23区でいろいろと議論をして、23区統一でやっというところは変わらないのですが、その場合に</p>

	<p>通常の 97.3%だけではなくて、つまり医療に関わる分についてはそこにさらに抑制をかけようということから、医療については 92%相当にまで落としています。</p> <p>この保険料というのは医療分と後期高齢者への支援分と介護分と、中身が 3 つで構成されています。介護保険と後期高齢者への支援は従来どおり 97.3%。ただ医療分については 92%まで落として、全体を足すと 94%相当になるというものでございます。</p> <p>ちょっと話が長くなって申し訳なかったのですが、したがいまして今現在申し上げることができるのは、2層になっているわけですね。コロナがあるのでもう 1層加えて、94%にしていると。仮に来年度以降、コロナのこの状況がなくなった場合には、今年度入れた分は当然元に戻る形になりますので、来年、再来年には最終的に 100%まで持っていくという考えでいるところでございます。</p> <p>ご説明になったでしょうか。</p>
会長	よろしいでしょうか。
委員	ありがとうございます。
会長	そのほかにご意見、ご質問等はございますでしょうか。いかがでしょうか。
国保年金課長	<p>ごめんなさい、1点だけ修正させてください。</p> <p>コロナの影響で、今 106 億円医療費がかかったと申し上げたのですが、これは 10 割の分なので、これの 7 割分が保険のほうにかかったということで、66 億円ぐらいです。</p>
会長	<p>いかがでしょうか。そのほかにご意見、ご質問のある方はもういらっしゃいませんでしょうか。</p> <p>それでは、特にご意見、ご質問がないようですので、これでお諮りさせていただきたいと思えます。</p> <p>特に皆様から反対というご意見等もございませんでしたので、「令和 4 年度国民健康保険料率等の改定について」を承認することに異議なしという形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。いかがでしょうか。</p>
	(「異議なし」)
会長	<p>ありがとうございます。それでは異議がないものと認め、令和 3 年度諮問第 2 号「令和 4 年度国民健康保険料率等の改定について」は原案を適当と認める旨、区長に答申することといたします。</p> <p>それでは、事務局から答申文の案を配付していただけますでしょうか。</p>
	(答申文案を配付)
会長	<p>答申文案は皆様のお手元に届きましたでしょうか。</p> <p>それでは、事務局から朗読を願います。</p>
国保年金課長	<p>私から朗読させていただきます。</p> <p>令和 4 年度国民健康保険料率等の改定について (答申)</p> <p>令和 4 年 2 月 21 日付け 3 杉並第 59979 号により、当協議会に対し諮問のあつ</p>

	<p>た「令和3年度諮問第2号 令和4年度国民健康保険料率等の改定」について、下記のとおり答申します。</p> <p>原案を適当と認める。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>答申案に異議はございませんでしょうか。</p>
	<p>(「異議なし」)</p>
会長	<p>異議がないようですので、案のとおり答申書を区長へ提出させていただきます。</p> <p>以上で諮問事項の審議は終了といたします。</p> <p>それでは、次第の3「その他」として、事務局から何かございますでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>本日の議事録署名につきまして、議事録が出来次第、先ほどご指名いただきました委員の方に署名をお願いしたいと思います。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の国民健康保険事業の運営に関する協議会はこれもちまして閉会といたします。ご協力ありがとうございました。</p>